

2 循第 76 号
令和 2 年 4 月 17 日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会
会長 西山 周 様

県民環境部長
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項
に基づく緊急事態宣言の対象区域の拡大について

日頃から、本県の環境行政の推進について格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理については、令和 2 年 4 月 9 日付けで元循第 51 号本職通知にてお知らせしたところです。

この度、令和 2 年 4 月 16 日付けで、環境省から別添のとおり事務連絡がありました。今般、本県も緊急事態宣言の対象区域とされたことから、これまでの通知に基づき、感染性廃棄物を扱う処理業者において、十分に感染防止策を講じつつ、新型コロナウイルスが付着し、又はおそれのある廃棄物についても受け入れて、迅速かつ適正に処理されるよう、改めて貴協会会員への周知に御協力願います。

なお、本件については、感染性産業廃棄物に係る許可を有する県所管の特別管理産業廃棄物処理業者に対し、別途通知していることを申し添えます。

【担当】

循環型社会推進課

一般廃棄物係 児玉

産業廃棄物係 山内

TEL: 089-912-2355

FAX: 089-912-2354